

令和8年3月定例会 代表質問 野口昌史議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「市役所職場環境の改善と市民のこころの健康づくりについて」

○野口昌史 皆様こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、日本維新の会を代表いたしまして、野口昌史、通告に従い質問させていただきます。

まずは一言。昨年12月に可決いただいた予算の適正な執行に係る決議につきまして、個別の名前はここでは伏せますが、打合せの際に複数の部局におきましてこの内容に基づいて行動されているというところを見受けられましたので、市長をはじめ理事者の皆様には、この決議の意味を十分に理解いただいているということで、本当に感謝申し上げます。ぜひこれを一過性に終わることなく、今後の予算執行に当たりましては常に念頭に置かれるように強くお願いしておきます。

さて、大項目の1つ目の市役所職場環境改善と市民の心の健康づくりについてであります。私ごとであります。実はこの議員になる前、2022年に香芝市が行いました市民がつくる生涯学習講座で「セルフメンタルケア」の講師を務めさせていただいた経験があります。メンタルヘルスに関しては、常に関心を持っております。そこで、最近職員さんの自主退職が多いということをお聞きしまして、もちろん理由はいろいろあると思いますが、もしかしたら心が病んでるのではないかっていうことで非常に心配しております。本件につきまして、最近の国の動向につきましては通告書に詳しく書いておりますので一読をお願いするとしていただきまして、職員の皆様が心身ともに健康で働ける職場環境は質の高い行政サービスを持続的に提供するための基盤であります。そして、市役所が職員のメンタルヘルス対策に真摯に取り組む姿勢は、市民の心の健康づくりを推進する上でも説得力を持つものであると考えます。本質問の中心は、職員のメンタルヘルス対策の現状を詳細に確認することにあります。市民の心の健康づくりを推進する立場である市役所がまず自ら職場環境を整えることがあらゆる施策の出発点であると考えます。その上で、市民施策との連携についても視野に入れ、香芝市として取り組むべき方向性を確認させていただきたいと思っております。

それでは、1問目に入ります。

労働安全衛生法第66条の10に基づくストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレス状況についての検査を行い、本人にその結果を通知して自らストレスの状況について気づきを促すとともに、検査結果を集団ごとに集計、分析し、職場環境の改善につなげることを目的としております。集団分析及びその結果を踏まえた措置は、努力義務ではございます

が、制度の目的を達するためには不可欠な取組であります。

それではまず、本市職員のメンタルヘルス不調による休職者数の推移及びストレスチェックの受検率、高ストレス者割合について、また集団分析結果を職場環境改善にどのように活用されているのかについてお伺いし、私の壇上からの質問とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○市長公室長 本市職員のメンタルヘルスの不調による休職者数の推移につきましては、直近の5年間で、令和6年度は14人、令和5年度は12人、令和4年度は13人、令和3年度は9人、令和2年度は7人でございます。令和7年度のストレスチェックの受検率は全体の91.4%を占めており、令和7年度におきまして高ストレスと判定されました割合は全体の6.0%を占めております。

集団分析結果の活用につきましては、ストレスチェックの結果により高ストレスと判定されました職員に対して高ストレスとなる職場環境の原因を把握することができるとともに、高ストレスと判定された職員に対して産業医が面接及び適切な指導をすることによりまして、当該職員の心身の不調を未然に防止することができるものと考えております。

○野口昌史 ありがとうございます。令和3年度から毎年、12人から15人ほどですかね、休職者がおられるっていう状況は看過できないものではないかと思えますし、高ストレス者割合14.3%という数字も含め、引き続き注視していく必要があると考えます。

それでは、次の質問に移ります。

総務省の令和5年の調査によれば、市町村長の12.1%において、いまだに必要なハラスメント防止措置が講じられてない状況にあります。また、人事委員会また厚生委員会に対する職員からの相談件数につきましては、パワーハラスメントに関するものが最も多く、近年増加傾向にあります。地方公務員については、中立的で専門的な人事機関である人事委員会または厚生委員会への苦情、相談が可能であり、これについて積極的に職員へ周知することが求められております。

そこでお尋ねいたします。

本市のハラスメント相談窓口の設置状況と相談件数の推移をお伺いします。

また、上位者に関する相談がしにくいという構造的課題に対して、外部機関への委託など、窓口の独立性を担保する仕組みはあるのかお聞かせください。

○市長公室長 相談窓口につきましては、香芝市ハラスメント防止に関する方針に基づき、市長公室人事課に設置しているところでございます。ハラスメントの相談件数の推移につきましては、統計データが存在しないことから正確な数値の確認が困難な状況でございます。過去には、香芝市職員分限懲戒審査委員会の案件となったものがございましたが、令和7年度はそれに該当すると判断されるものはございません。また、任命権者から独立した地位を有する機関として公平委員会を設置しているほか、職員が相談しやすい窓口として健康相談室を利用できる体制を整えておりまして、職員が人事課を介さずして直接臨床心理士等に相談予約ができるなど、プライバシーにも配慮しているところでございます。人事課

におきましては、職員から様々な相談が寄せられ対応しているところでございますが、今後も職員が安心して働くことができる職場環境を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○野口昌史 ありがとうございます。取組のほうは、しっかりとなされるということで承知いたしました。

また、相談件数の統計データが存在しないということでございますが、相談体制の実効性を検証するためのものです。今後は、ぜひ記録集計の仕組みを整備していただくことを要望しておきます。

それでは、次の質問に移ります。

厚生労働省の心の健康の保持増進のための指針では、メンタルヘルスケアとして4つのケアが示されております。このうちラインによるケアは、従業員と日常的に接する管理監督者が心の健康に関して職場環境等の改善や労働者に対する相談対応ができるような環境を整備することであり、ケアを推進するために重要とされております。人事院規則では職員の責務としてハラスメント防止が規定されておりますが、首長や副市長等の特別職が対象に含まれるかという論点がございます。国の指針では、トップが率先してハラスメント防止を表明することが求められております。

そこでお尋ねいたします。

管理職向けのラインケア研修及びハラスメント防止研修の実施状況をお伺いいたします。

また、部長級以上、幹部職員、さらには特別職についてはどのようなになってるのかお聞かせください。

○市長公室長 管理監督職向けのラインケア研修につきましては、令和7年度においては、本市で実施しておりませんが、奈良県市町村職員研修センターで実施しているメンタルヘルス研修を案内しているところでございます。ハラスメントに関する研修につきましては、職階を分けて実施しており、令和4年度及び令和5年度に管理監督職及び主幹級、令和6年度には主査級、令和7年度は様々なハラスメントをテーマとして入庁後8年目までの職員を対象として実施しております。また、特別職の職員を対象としたハラスメント研修につきましては、実施しておりませんが、今後実施に向けて勧奨していく予定でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。現在は特別職を対象とした研修は実施していないというご答弁でございましたが、今後はやられるということですが、厚生労働省の指針におきましては事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関することが挙げられておまして、また総務省の通知では組織のトップである市町村長等のリーダーシップの下での取組が求められております。トップ自ら率先してメンタルヘルス対策やハラスメント防止に取り組む姿勢を示すことが不可欠でありますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

次に移ります。

4つのケアのうちセルフケアは、労働者が自分自身で行うことができるケアのことで、自らストレスに気づき、予防、対処するものであります。労働者自身が心の健康について正しい知識を持つことが大切であり、事業者は、労働者に対してセルフケアの研修や情報提供を行うことが求められております。厚生労働省の「こころの耳」では、深呼吸や瞑想といったリラックス法が効果的とされております。厚労省の指針では、ラインケアだけではなく、職員自身が自らの心身の変化の気づきに対処するセルフケアの推進が重要とされております。本市ではストレスへの気づきや対処法を学ぶセルフケア研修を実施されているのか、また呼吸法やマインドフルネスなど、科学的に効果が認められた手法の導入状況についてお聞かせください。

○市長公室長 セルフケア研修につきまして、本市では実施しておりませんが、奈良県市町村職員研修センターが実施するストレスマネジメント研修を職員に対して案内しているところでございます。また、呼吸法やマインドフルネスなどの手法を取り入れた研修については、現時点では導入しておりませんが、職員が心身ともに職務に邁進できる環境を整えることは重要な課題であると認識しております。今後は、奈良県市町村職員共済組合に対して福利厚生事業としてのメンタルヘルスケアの実施を提案するなど、支援体制の構築に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○野口昌史 ありがとうございます。県の研修センターへの案内はされているものの令和7年度の受講者がゼロというのは残念な状況でございますが、共済組合への提案も含め、職員が参加しやすい研修機会の創出をご検討いただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

心の健康づくり計画についてでございます。

厚労省の労働者の心の健康の保持増進のための指針では、事業者は心の健康計画の策定、関係者への事業場の方針の明示、労働者の相談に応じる体制の整備等を行うことが求められております。また、事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨を表明することが重要とされ、小規模事業所におきましても事業者がメンタルヘルスケアの実施の表明をすることが望ましいとされております。厚労省の指針では事業者による心の健康づくり計画の策定が求められておりますが、本市では職員向けの計画を策定しているのかお聞かせください。

○市長公室長 心の健康づくり計画につきましては、現時点において策定には至っておりません。しかしながら、複雑化します業務や職場環境の変化の中で、職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐことは非常に重要な課題であると考えております。そのため、計画という形式ではございませんが、現在も年1回のストレスチェックの実施や産業医による面接指導、メンタルヘルス相談窓口の設置など、職員の健康保持に向けた取組を実施しているところでございます。厚生労働省の指針に基づく計画の策定につきましては、現在の取組の効果や課題を検証しつつ、他自治体の策定状況なども参考にしながら今後の調査研究課題としたいと考えております。

○野口昌史 ありがとうございます。ぜひしっかりと計画策定に向けて取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、市民の心の健康づくりとの連携についてでございます。

2016年の自殺対策基本法改正により、全ての都道府県及び市町村は地域の自殺実態を踏まえた地域自殺対策計画を策定することが義務化されました。また、同法4条では、事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講じるように努めると規定されております。市役所自身が事業主として模範を示す責務がございます。

そこでお尋ねいたします。

本市の自殺対策計画及び健康かしば21計画において、市民の心の健康づくりはどのように位置づけられているのかお聞かせください。

○健康福祉部次長 失礼いたします。本市では、自殺対策を単独の施策として進めるのではなく、市民の心の健康を守る取組の一つとして位置づけてございます。そのため、本市の自殺対策計画は、健康かしば21計画と整合を図りながら、健康づくりや福祉、教育など、関係する部署が情報を共有し、連携して取り組む体制を整えてございます。これによりまして、市民一人一人の年齢や生活の状況に応じまして必要な支援につながるよう努めているところでございます。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。しっかりと関係部署と連携して取り組んでおられることを確認いたしました。

では、続けてお伺いいたします。

職員向けのメンタルヘルス対策との連携は図られているのかお聞かせください。

○健康福祉部次長 職員向けのメンタルヘルスの対策といたしましては、人事課が担当課として様々な取組を実施してございますが、その取組の一つといたしまして、香芝市保健センター3階の心の健康相談室におきまして月1回職員向けの健康相談室を開所し、心理専門職でございます公認心理師及び臨床心理士が面談を行ってございます。また、入庁2年目、管理職1年目の職員に対しまして、メンタルヘルス不調の未然防止、不調者の早期発見、早期対応といたしましてアンケートによるスクリーニング、希望者への面談を実施するなど、関係部署と連携し、継続した取組を進めているところでございます。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。具体的な取組を確認させていただきました。

それでは、次の質問に移ります。

ゲートキーパー機能でございます。

厚生労働省によれば、ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことと書かれております。市職員は、窓口対応で市民と接する最前線におります。職員が市民の異変に気づき、適切な支援につなげるゲートキーパーとして

の研修を受けておられるのかお聞かせください。

○健康福祉部次長 本市におきましては、平成24年度から市職員を対象にゲートキーパー養成研修を実施してございます。新規採用職員につきましては、現時点におきまして、平成24年度から令和5年度までの期間におきまして採用された職員が研修を修了している状況でございます。令和6年度及び令和7年度におきまして採用された職員につきましては、令和8年度にゲートキーパー養成研修の実施を予定しているところでございます。また、平成24年度以前に入庁している職員につきましても、管理監督職を含む職員に研修の機会を設けまして、セルフケアについて学ぶとともに、市民や職員の悩みや異変に気づいた際に適切な対応や支援につながれるような取組を実施いたしました。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。平成24年度から継続して研修をされてるということで、評価いたします。また、令和6、7年度採用者の研修につきましても予定されるということでございますので、引き続きよろしく願いいたします。

では、関連してお伺いいたします。

職員自身がセルフケアを学ぶことで市民への気づきの力も高まると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○健康福祉部次長 職員自身がセルフケアの重要性を学び、心身の健康を保つことは、業務の質の向上のみならず、市民の小さな変化やサインに気づく力を高めることにつながると考えてございます。職員の心の健康維持は、職員だけにとどまらず、市民へもよい影響を及ぼすことも考えられます。今後におきましても、特に市民と直接窓口等で対応する職員の心の健康には、担当部署と協力いたしまして取り組んでいく必要があると考えてございます。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。職員の心の健康は市民サービスの質に直結いたしますので、今後ともよろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

模範としての市役所の役割についてでございますが、市民の心の健康づくりを推進する立場にある市役所自身がまず職員のメンタルヘルス対策について模範を示すべきと考えます。この認識について市の見解をお伺いいたします。

○市長公室長 市民の健康づくりを推進する立場といたしまして、本市が自ら率先して職員らの健康で働きやすい職場環境を整えることは重要であると認識しております。本市では、定期的なストレスチェックの実施や相談窓口の周知など、予防に重点を置いた対策を講じているところでございます。職員一人一人が心身ともに健康で生き生きと働く姿は、市民へのメンタルヘルス支援の模範となり、質の高い行政サービスを提供するための不可欠な基盤でございますことから、引き続き職員間のコミュニケーションの活性化を図る研修など、精神的な健康を支えるための取組について研究を進めてまいりたいと考えております。

○野口昌史 ありがとうございます。職場環境の改善に取り組んでいくとのご答弁をいた

できました。職員間のコミュニケーションの促進の研修等も含め、具体的な取組の推進を期待しております。

では、最後の質問に移ります。

先ほど確認いたしました市役所が模範を示すという認識の下、職員の心の健康づくり計画、市民向けの自殺対策計画、健康増進計画を有機的に連携させ、職員と市民、双方のメンタルヘルス対策を一体的に推進するお考えはないのかお聞かせください。

○市長公室長 メンタルヘルス対策は、職員に対するものと市民に対するものでそれぞれが法的根拠を異にするものでございますことから、それらを一体的に推進していくためには慎重な検討が必要であると考えております。しかし、行政を担う職員が自ら率先してメンタルヘルス対策に取り組むことは、市民の皆様に対し、その重要性を示すことにもつながりますことから、例えばセルフケア手法の習得など、共通して効果が得られるような取組につきましては一体的に取り組むことも研究してまいりたいと考えております。

○野口昌史 ありがとうございます。確かに法的根拠やアプローチが異なるため一体化というのは容易ではないことかもしれませんが、効果が得られるものについては研究していくとおっしゃってましたので、ぜひ前向きにご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、市役所の職場環境改善について質問させていただきましたが、職員の健康を守るだけでなく、市民サービスの質の向上にも直結する重要な課題であります。また、総務省通知が示すように、メンタルヘルスケアの不調による長期休職者は15年前の約2倍に増加しており、組織のトップである市町村長のリーダーシップの下での計画が不可欠であります。市役所自身が模範となり首長自らがメンタルヘルスケアの推進を表明し、職員の心の健康づくりと市民の心の健康づくりを一体的に推進することで香芝市が心健やかな町になることを期待し、この質問を終わらせていただきます。

「子どもたちの自己肯定感と、我が国と郷土を愛する態度の育成について」

○野口昌史 次に、子供たちの自己肯定感と我が国と郷土を愛する態度の育成について質問させていただきます。

通告書の冒頭の部分、これを読みますと皆さんこのお昼の時間で眠たくなりますので、ここは通告書を一読願いたいと思います。私は、核心部分についてだけ述べさせていただきます。

教育基本法第2条5号には、教育の目標として「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」と明記されております。この規定は、排他的なナショナリズムを求めているものではございません。自国の歴史と文化を知り、誇りを持った上で他国も尊重できる、そのような態度を育むことを求めているものでございます。振り返れば、我が国は、建国以来民を案

ずる、すなわち国民の幸福を第一に考えるという理念がございました。勤勉、誠実、感謝、親孝行、公共への貢献といった徳目は、時代を超えて受け継がれた普遍的な価値でございます。戦後こうした価値観の継承が十分でなかった面があるのではないのでしょうか。グローバル化が進む今日、まず自国の歴史や文化をしっかりと学び、自分のアイデンティティーを確立した上で国際社会に貢献できる人材を育てることが求められていると考えます。

以上の問題点から、本日は、子供たちの自己肯定感の現状とそれを高めるための取組、そして教育基本法に基づく我が国と郷土を愛する態度の育成について順次お伺いしてまいります。

では、1問目に入ります。

令和7年度全国学力・学習状況調査、児童生徒質問紙調査におきまして、自分にはよいところがあると思うという問いに対して、当てはまる、どちらかといえば当てはまると肯定的に回答した児童生徒の全体に占める割合は香芝市ではどのくらいか、また全国平均と奈良平均と比較しながらお示してください。

○教育部次長 小学校における割合については、香芝市では85.5%、奈良県では87%、全国では86.9%となっております。また、中学校における割合については、香芝市では83.7%、奈良県では84.8%、全国では86.2%であり、肯定的に回答した児童生徒の割合は小学校、中学校、いずれにおきましても香芝市は奈良県平均及び全国平均よりも少し低い状況でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。本市の児童生徒は全国や県平均をやや下回っていることでございましたので、この状況を改善していくためにはまず経年での変化を把握することが重要であります。

そこで、次の質問に入ります。

自分にはよいところがあると思うという問いに対して肯定的に回答した児童生徒の割合はこの3年間でどのように変化したのか、またその変化の傾向は小学校と中学校で違いがあるのかどうかお伺いいたします。

○教育部次長 本市の小学校では、令和5年度は82.5%、令和6年度は83.2%、令和7年度は85.5%と推移しております。また、中学校では、令和5年度は76.5%、令和6年度は80.4%、令和7年度は83.7%と推移しております。肯定的に回答した児童生徒の割合は、小学校、中学校のいずれにおきましても増加傾向ということになっております。

○野口昌史 ありがとうございます。小中学校とも増加傾向にあるということで、これは大変心強いことでございます。

この傾向をさらに伸ばしていくために何が自己肯定感の向上に寄与しているのか、その要因を分析することが重要であると考えます。国立教育政策研究所によりますと、日本の児童生徒は、欧米に比べて他者からの評価が自己評価に大きく影響する特徴があると指摘されております。特に先生に認められているという実感が自己肯定感の形成に重要な役割を果たすとされております。全国学力・学習状況調査、児童生徒質問紙調査には、先生はあな

たのよいところを認めてくれると思いますかという質問項目があります。この質問項目と自分にはよいところがあるという質問項目とはどのような相関関係があると本市では分析しているのかお伺いいたします。

○教育部次長 お尋ねの相関関係に関する分析はしてございませんが、国立教育政策研究所の分析によりますと、2つの質問項目には弱いながらも正の相関関係があるとされています。これは、児童生徒の先生が自分のよいところを認めてくれているという実感が自分にはよいところがあると自身を肯定的に捉えることに影響を与えているためではないかというふうに考えております。

○野口昌史 ありがとうございます。先生に認められているという実感が自己肯定感に影響を与えているということは、教育現場におきまして大変重要な示唆であります。認められているという実感は、子供たちの心の安定にもつながり、ひいては自殺予防の観点からも重要であると考えます。

次に、令和6年の小中学校の自殺者は529人と過去最多を記録し、文部科学省におきましては令和7年2月10日付で自殺予防に係る取組強化を各教育委員会に通知しております。本市におきまして、自殺予防のためにはどのような取組をしているのかお伺いいたします。

○教育部次長 例年、厚生労働省が制定しております、12月1日いのちの日に児童生徒の自殺予防に向けて教員研修を実施いたしております。

○野口昌史 ありがとうございます。講師を招いての研修ということで、自己肯定感を育む教育が自殺防止の土台であるとの指導を受けられたとお聞きしておりますが、大変意義深い取組でございます。

また、こうした教員への研修に加え、児童生徒自身が助けを求める力を身につけることも非常に重要であると考えます。東京都足立区では、平成28年度から全校でSOSの出し方に関する教育を実施しております。つらいときには助けを求めていいというメッセージを伝える授業を行っているということでございます。自己肯定感は自殺を防ぐ保護因子とされておりますが、本市における児童生徒の自殺予防の取組、特にSOSの出し方に関する教育の実施状況について、本市ではどのように実施しているのかお伺いいたします。

○教育部次長 中学校の学級活動及び保健体育科保健分野の授業の中で実施しております。相談することは自分を大切にするための行動であると認識させること、自分が悩んだときや友達に相談されたときは誰に伝えたいのかを認識させることなどを狙いとして行っております。小学校においては、発達段階を考慮して、困ったときは信頼できる大人に相談すること、独りで抱え込まないこと、友達の変化に気づいたら大人につなぐことを中心としてふだんから意識づけを行っております。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。中学校では学級活動や保健体育で実施し、小学校では発達段階に応じて信頼できる大人に相談することを意識づけているということで、発達段階に応じた取組をされているということをお聞きして、評価させていただきます。

また、こうした教育に加え、ICTを活用して児童生徒のSOSを早期に把握する取組も全国で広がっているとお聞きしております。

そこでお尋ねいたします。

児童生徒のSOSを早期に受け止めて支援につなげるために、本市ではICTツールを活用してどのような取組をしておられますでしょうか。

○教育部次長 本市では、令和6年度から児童生徒が毎日の気分や体調を入力し、教員が継続的にその様子を把握できるオンラインフォームを導入するとともに、気になる児童生徒の様子を校内の教員で共有する気付き見守りアプリを活用しております。今後は、不登校やいじめ防止対策等をテーマとする教員研修においてこの取組を活用した事例を共有し、組織的な対応を推進してまいりたいと考えております。

○野口昌史 ありがとうございます。オンラインフォームや気づき見守りアプリを活用し、児童生徒の変化を組織的に把握する体制を整えられておられること、先進的な取組をされておられるということで評価いたします。こうした早期の発見の仕組みは、不登校の未然防止にも効果があると考えます。

次に、令和5年の文部科学省の調査によりますと、全国の不登校児童生徒数は約34万人と過去最高を更新いたしました。不登校の要因は多様であります。国立教育政策研究所は自己有用感の育成が不登校の未然防止に効果的であると指摘しております。また、同研究所によりますと、私はこういう形でみんなの役に立っているという自己有用感が持てる児童生徒は、仮に何か嫌なことがあったとしても学級や学校を簡単には離れないという傾向があると述べられております。

そこでお伺いいたします。

本市における不登校児童生徒数の推移と自己有用感を育む観点からの未然防止策についてお伺いいたします。

本市の不登校児童生徒数はどのような状況にあるのか、過去3年間の推移を含めてご説明をお願いいたします。

○教育部次長 不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的または社会的な要因や背景により児童生徒が登校しない、またはしたくともできない状況にあり、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いたものとされています。この定義に該当する児童生徒数の直近3か年の状況は、小学校におきましては、令和4年度は70人で全体に占める割合は1.45%、令和5年度は96人で全体に占める割合は2.04%、令和6年度は81人で全体に占める割合は1.77%であり、おおむね増加傾向にございます。中学校においても、令和4年度は137人で全体に占める割合は5.58%、令和5年度は143人で全体に占める割合は5.94%、令和6年度は146人で全体に占める割合は6.18%であり、こちらも増加傾向にございます。

○野口昌史 ありがとうございます。小中学校とも不登校児童生徒数が増加傾向にあるということで、深刻な状況であると認識いたします。国立教育政策研究所が指摘するように自

己有用感の育成が未然防止に効果的であるとされておりますので、そこでお伺いいたします。

不登校の未然防止や初期対応のため、各学校におきましてはどのような取組を行っているのでしょうか。

○教育部次長 不登校を未然に防止するため、間違いを許容する学級風土の構築や努力を認めて評価をすることなど、失敗しても揺らがない心の土台づくりに努めるとともに、児童生徒が学級でそれぞれ役割を持ち、友達と助け合いながら学習に取り組むことで、自分はクラスの一員であるという実感を育むようにしております。不登校の初期対応として、児童生徒の不安を受け止め、無条件に存在を認めることが重要だと考えています。これにより、自己肯定感の低下を防ぐとともに、学級とのつながりを維持する働きかけを通して己有用感を育てることが不登校の長期化防止につながると考えております。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。この失敗しても揺るがない心の土台づくり、そして学級での役割を通じた己有用感の育成に取り組んでおられるということ、まさにこの国立教育政策研究所が推奨する取組であります。

こうした己有用感を育む活動としては、異年齢交流も効果的であると指摘されております。

そこでお尋ねいたします。

己有用感の育成に効果的であると聞く異年齢交流は、小学校ではどのように実施されているのでしょうか。

○教育部次長 小学校における異年齢交流は、特別活動の重要な実践であり、第1学年から第6学年までの児童が共に清掃に取り組む縦割り清掃や児童会活動、運動会等、学校行事において実施しております。上級生が下級生を支援する経験は、自分が他者の役に立っているという実感を生み、己有用感の育成につながると考えております。

○野口昌史 ありがとうございます。縦割り清掃や児童会活動、学校行事において異年齢交流を実施し、上級生が下級生を支援する経験を通じて己有用感を育てられるということで、大変効果的な取組をされているのだと認識しました。

次に、特別な支援を必要とする児童生徒の自己肯定感についてお伺いしたいと思います。

本市では、不登校児童生徒の学校への復帰及び社会的自立を実現するためにどのような支援を実施されているのでしょうか。

○教育部次長 本市では、学校に行きづらくなった児童生徒を対象として、個別の事情に応じた学校生活への復帰や社会的自立を支援することを目的として適応指導教室を運営しております。適応指導教室では、対象の児童生徒が午前は学校の課題や基礎学力の補充等の個別の事情に応じた学習、午後は集団での体育活動やゲーム、畑での野菜作り体験、小物作り等の創作活動に取り組めるようプログラムを設定しております。彼らにとって、指導員やほかの入室生とのやり取りの中で発言や活動の機会が増えること、体験活動や創作活動を通

して承認される経験が増えることにより自己有用感の再構築につながると考えております。自己有用感が回復すると、もう一度やってみよう、自分にもできることがあるという気持ちが生まれ、学校への復帰や社会的自立への糸口になると考えております。

○野口昌史 ありがとうございます。適応指導教室におきまして、学習活動に加え、体験活動や創作活動を通じて承認される経験を積み、自己有用感の再構築を図っておられるということでした。大変丁寧な支援であると評価いたします。

体験活動が自己肯定感の向上に効果的であることは、様々な調査でも明らかになっております。

次に参ります。

国立青少年教育振興機構が日本、アメリカ、中国、韓国の4か国で実施した調査では、社会、経済的背景にかかわらず、自然体験の多い子供ほど自己肯定感が高く、自立的行動習慣が身につくという結果が共通して示されております。本市学校教育における自然体験活動はどのように実施されているのかお聞かせください。

○教育部次長 小学校第5学年を対象といたしまして、森林と人々の暮らしや環境との関わりについて学ぶ森林環境教育の一環として、野外活動を実施しております。宿泊を伴う行程の中で、登山や植物観察、木工工作、炊飯等を体験することで自主性、協調性、創造力及び生きる力を養い、人格形成や環境への関心を育むことを目的として実施しております。

○野口昌史 ありがとうございます。小学校5年生を対象に宿泊を伴う野外活動を実施し、登山や炊飯などの体験を通じて自主性や協調性を養っておられるということは、貴重な体験機会であると考えます。私も、思い出すと小学5年生のときに葛城山で野外活動を体験しましたが、これはいまだに記憶に残っております。

さて、こうした体験活動をより充実させるためには、地域との連携も重要でございます。本市におきましては、文部科学省が推進する地域学校協働活動に基づき、地域が学校と連携して児童生徒の豊かな体験を実現するためにどのような支援をしているのかお伺いいたします。

○教育部次長 地域学校協働活動は、地域住民や保護者等が学校と協働して子供の学びや成長を支える活動であり、子供の豊かな学びの実現、学校の教育活動の充実、地域全体で子供を育てる体制づくりなどを目的としております。本市においては、放課後や長期休業中の学習支援、家庭科等実習を伴う授業の補助、学校の図書館の本を用いた読み聞かせ、農業体験等の豊かな学び及び体験を実現する様々な支援が実施されております。

○野口昌史 ありがとうございます。放課後の学習支援、家庭科の実習補助、読み聞かせ、農業体験など、地域住民の皆様が様々な形で子供たちの学びを支えてくださっていること、本当にありがたいことでございます。

一方で、家庭環境による体験格差も指摘されております。

そこでお伺いいたします。

子供の頃の様々な体験活動は、生きる力を育む糧となり、その後の人生を豊かにする基盤

となります。一方では、家庭環境による体験格差が生じていることも事実であり、自然の中で遊んでいる子供は減少傾向にあるという文部科学省有識者会議の調査結果もごさいます。本市におきましては、学校現場で体験格差を補完するという観点につきましてはどのようにお考えされておられますでしょうか。

○教育部次長 学校教育における体験活動は、児童生徒の体験格差を補完するために実施するものではなく、教育課程上、計画的に実施すべき学習活動と位置づけられています。現行の学習指導要領におきましては「児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。」と規定しております。このことに基づきまして、校外学習の実施、文化芸術団体による公演の実施、各教科における探究的な学習の充実、外部講師の活用、職業講話の実施等を通じて体験する機会を確保しております。

○野口昌史 ありがとうございます。学校教育における体験活動は、教育課程上、計画的に実施すべき学習活動として位置づけられていること、理解いたしました。校外学習や文化芸術団体の公演、外部講師の活用など、様々な形で体験機会を確保されていることと承知いたしました。

こうした体験の中でも郷土の歴史や文化に触れる体験は、子供たちのアイデンティティの形成に重要であります。

次に、この質問に移ります。郷土教育と伝統文化についてでございます。

島根県では、平成17年からふるさと教育推進事業を全県的に実施しており、地域の自然、歴史、文化、産業、人材について学ぶ教育を体系的に進めておられます。同県におきましては、各市町村で郷土学習の副読本を作成し、地域人材をゲストティーチャーとして活用するなど、子供たちの郷土への愛着と誇りを育む取組を行っておられます。本市では、二上山、サヌカイト遺跡群等、全国に誇れる歴史的、文化的資源がございますが、これらを活用した学習をどのように進めておられるのかお伺いいたします。

○教育部次長 香芝市立小学校第3学年の児童が郷土学習の一環で香芝市二上山博物館を訪れ、旧石器文化について学習し、第6学年の児童が社会科の学習で狐井稲荷古墳及び城山古墳の発掘現場を見学しております。教科書で学ぶ知識に加えまして、博物館や実際の発掘現場を見学し、学芸員から直接説明を受けることにより、児童は自分たちの住む地域が古くから人々の営みの舞台であったことを実感することができると考えております。また、本物に触れる体験は、地域への理解を深めるとともに、郷土への誇りや愛着を育む上で大きな効果があると考えております。

○野口昌史 ありがとうございます。小学校が本物に触れる体験を重視されている点につきましては、すばらしい取組だと思います。

こうした歴史学習に加え、郷土の発展に貢献した先人について学ぶことも子供たちのアイデンティティ形成に重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

道徳教育におきましても、郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心を持つことが内容項目として位置づけられております。また、多くの自治体では、郷土出身の歴史上の人物や地域の発展に貢献した先人を題材にした道徳教育や総合的学習の時間を実施しております。本市におきまして、本市の発展に貢献した先人について学校教育でどのように扱われているのかお伺いいたします。

○教育部次長 副読本「わたしたちの郷土香芝市」から、明治の時代にため池の氾濫から村を守ろうとした下田の佐平、新しいため池を造って水不足を解消しようとした鎌田の小川文五郎の働きにより地域の人々の暮らしが守られたこと、穴虫の安川亀太郎が二上村の特産物である金剛砂を広めて産業を発展させたことを社会科の授業等で取り扱っております。児童に郷土の発展が先人の努力によって築かれたことを理解させることで郷土への誇りや愛着を育むとともに、先人の思いや願いに触れさせることで郷土を大切にし、将来にわたって守り、発展させようとする態度を育むことができると考えております。

○野口昌史 ありがとうございます。香芝における先人の功績を社会科の授業で取り扱っておられるということ、郷土の歴史を学ぶ上で大変意義深いと思います。こうした郷土愛を育む教育とともに、子供たち自身の声を聴き、尊重することも自己有用感の育成には必要であります。

それでは次に、子供の声を聴く仕組みについてでございます。

令和5年4月に施行されたこども基本法では、子供の意見表明権が重視されており、第11条において、国や地方公共団体は子供の意見を政策に反映させるように努めなければならないとされております。自分の意見が聞かれ尊重される経験は、国立教育政策研究所が指摘する自己有用感の育成にもつながるものであります。本市におきましては、児童生徒の声を取り上げる取組としてこども議会を実施されましたが、実施状況と成果及び今後の展開についてお聞かせ願います。

○教育部次長 令和7年7月25日に、子供が社会の一員であることを認識し、市政等についての意見を表明する機会を提供するとともに、子供の意見を聞いて今後のまちづくりの参考とすることを目的として、香芝市こども議会を開催いたしました。こども議会においては、8人のこども議員が学校のトイレ改修やエアコンの設置、修学旅行の行き先、公園の遊具や安全対策等について市長や教育長に質問をしております。こども議員の意見を施策に取り入れたものもあり、大変意義のある取組であると実感しているため、今後も継続して取り組んでいくこととしたいと考えております。

○野口昌史 ありがとうございます。このこども議会におきましてこども議員が市長や教育長に直接質問し、その声が実際に施策に取り入れられたということ、大変意義深い取組であると評価いたします。

こうした市政レベルでの意見表明に加え、日常の学校生活においても子供たちの声を聴く仕組みが重要であると考えております。

次に、令和4年に改定された文部科学省の生徒指導提要では、校則の見直しについて、児童生徒が主体的に参画することの重要性が示されております。校則の意義を理解し、自ら考え、議論する過程は、規範意識の醸成だけでなく、自己有用感や主体性を育む機会にもなると指摘されております。そこで、学校現場における児童生徒の意見を聞く仕組みの現状についてお伺いいたします。

校則の見直しについて、児童生徒の声をどのように反映しているのかお伺いいたします。

○**教育部次長** 服装や頭髪、化粧、持ち物に関する事など、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて校長が定めるものでございます。その内容によっては児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいと考えられます。生徒会などといった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるようにしてございます。

○**野口昌史** ありがとうございます。校則の見直しについては、いろいろと問題もあると思いますが、生徒・児童も含めまして、しっかりと議論を通じて見直しを行っていかれるようにと希望いたします。

最後になりますが、ここまで質問させていただいた内容につきまして、総括として教育長にお伺いしたいと思います。

教育長は、**教育について大切なことは**どのようなこととお考えでしょうか。

○**教育長** 失礼いたします。**教育において最も大切にしたいことは、子供たちの様子を丁寧に見守ること**でございます。人から認められた経験は、自己肯定感を育み、自ら考え、挑戦しようとする意欲につながると考えます。また、子供たちに確かな学力を育み、思いやりや規範意識など、心を育てる教育を着実に進めることが大切であると考えています。変化の激しい時代にあっても、困難に向き合い、自らの力で道を切り開き、たくましく生きていくことができる子供を育てることが我々の使命であります。学校、家庭、地域等と連携しながら誠実に、そして着実に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○**野口昌史** 力強いご答弁、ありがとうございます。本日は、子供たちの自己肯定感と我が国と郷土を愛する態度の育成について、多岐にわたりお伺いいたしました。教育長がおっしゃられたように、子供たちの様子を丁寧に見守ること、そして人から認められる経験が自己肯定感を育むというお言葉は、本日の質問の核心をつくものでございます。本市の児童生徒の自己肯定感は、全国平均、県平均をやや下回る状況ではありますが、この3年間で着実に向上していることでございます。これは、各学校におきまして、地道な取組の成果であると評価いたします。

自己肯定感の向上は、学力の向上や不登校、いじめの未然防止のみならず、子供たちの命を守る保護因子でもあります。褒めるより認める、そして自己有用感を育む取組を今後も着

実に進めていただきたいと考えます。変化の激しい時代にあって、自らの力で道を切り開き、たくましく生きていくことができる子供を育てる、その使命を果たすため学校、家庭、地域が連携して取り組んでいただくことを期待いたしまして、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。